

議案第34号

目黒区特別区税条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成29年6月19日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区特別区税条例等の一部を改正する条例
(目黒区特別区税条例の一部改正)

第1条 目黒区特別区税条例(昭和39年12月目黒区条例第62号)の一部を次のように改正する。

第15条中「つぎの各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第16条第4項中「第24条第1項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「特定配当等申告書(」に、「もの及びその時まで提出された第25条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、次に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第24条第1項の規定による申告書
- (2) 第25条第1項の確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第16条第6項中「第24条第1項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「特定株式等譲渡所得金額申告書(」に、「もの及びその時まで提出された第25条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申

告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、次に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第24条第1項の規定による申告書
- (2) 第25条第1項の確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第21条の2第1項中「第16条第4項の申告書」を「特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

付則第2条の2の3第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付則第3条の5の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

付則第4条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

付則第5条第3項中「次項」を「次項、第6項及び第7項」に改め、同条第5項中「第4項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第4項の次に次の3項を加える。

- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が同年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29

年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は同年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は同年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第6条を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第6条 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車は前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 区長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第41条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであると

きは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第44条及び第45条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第8条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（付則第6条第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

付則第7条第2項中「第16条第4項に規定する申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 第16条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第16条第4項第1号及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるとき。

付則第11条第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

付則第14条の2第4項中「第24条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時まで提出された第25条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同

じ)に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、次に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第24条第1項の規定による申告書
- (2) 第25条第1項の確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

付則第14条の3第4項中「第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（」に、「もの及びその時まで提出された第25条第1項の確定申告書を含む）」を「次に掲げる申告書をいう。以下この条において同じ）」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、次に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第24条第1項の規定による申告書
- (2) 第25条第1項の確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

付則第14条の3第6項中「第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第25条第1項の確定申告書を含む。）」を「条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

第2条 目黒区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第38条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し当該3輪以上の軽自動車の取

得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

- 2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第38条第3項中「第443条第1項の規定によって軽自動車税」を「第445条第1項の規定により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第38条の2を第38条の3とし、第38条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税のみならず課税)

第38条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽

自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第38条の3の次に次の6条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第38条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第38条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第38条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第38条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を区長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を区長に提出しなければ

ならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第38条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、区長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第38条の9 区長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第47条の2第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

第39条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「つぎの各号に」を「次に」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第40条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第40条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第41条（見出しを含む。）及び第43条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第44条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第38条第2項」を「第38条の2第1項」に、「つぎの各号に」を「次に」に改める。

第45条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第38条第2項」を「第38条の2第1項」に、「規定によって」を「規定により」に改める。

第46条第2項中「第443条第1項、第38条の2若しくは第39条第1号又は第38条第3項ただし書」を「第445条第1項又は第38条第3項ただし書、第38条の3若しくは第39条第1号」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第6項中「前5項」を「前各項」に改め、同条第7項中「・第2項」を「、第2項」に改め、同条第9項中「又は小型特殊自動車」を「若しくは小型特殊自動車」に、「、又は」を「又は」に、「、軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第11項中「・第2項・」を「、第2項、」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第12項中「・第2項・」を「、第2項、」に改める。

第47条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「

軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第47条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「次の各号に掲げる軽自動車等」を「次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるもの」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、区長が必要と認めるもの」を削り、同項第2号中「もっぱら」を「専ら」に改め、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

付則第4条の3の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第4条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第4条の5 区長は、当分の間、第38条の9の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第4条の6 第38条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「区長」とあるのは、「東京都知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第4条の7 区は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第4条の8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第38条の5の規定の適

用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第38条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

付則第5条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同項の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

（目黒区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 目黒区特別区税条例の一部を改正する条例（平成26年7月目黒区条例第15号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第2項中「付則第5条第5項」を「付則第5条第8項」に、「第4項」を「第7項」に改める。

第4条 目黒区特別区税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

付則第5条第1項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第40条第1項及び」を「目黒区特別区税条例第40条第1項及び」に改め、

「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同項の表を次のように改める。

第40条第1項第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第40条第1項第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第40条第1項第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
付則第5条第1項	第40条第1項	目黒区特別区税条例の一部を改正する条例（平成26年7月目黒区条例第15号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される第40条第1項
付則第5条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される第40条第1項第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
付則第5条第1項の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される第40条第1項第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
付則第5条第1項の表第2号ア(ウ)	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例付則第5条第1項の規定により読み替えて適用

bの項		される第40条第1項第2号ア(ウ)) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

付則第5条第2項中「新条例第40条第2項及び」を「目黒区特別区税条例第40条第2項及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同項の表中「新条例」を削る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第15条及び付則第2条の2の3第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成31年1月1日
- (2) 第2条及び第4条の改正規定並びに付則第4条の規定 平成31年10月1日

(特別区民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の目黒区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中特別区民税（以下この条において「区民税」という。）に関する部分は、平成29年度以後の年度分の区民税について適用し、平成28年度分までの区民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第15条及び付則第2条の2の3第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の区民税について適用し、平成30年度分までの区民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年

度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 区長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）

の額について不足額があることを目黒区特別区税条例第41条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第13条第1項の告知をする前に、当該第三者（当該第三者と地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）附則第18条第2項に規定する特別の関係がある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（目黒区特別区税条例第44条及び第45条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

第4条 第2条の規定による改正後の目黒区特別区税条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 第2条の規定による改正後の目黒区特別区税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（説明） 住宅借入金等に係る税額控除の適用期限等を延長するとともに、環

境への負荷に応じた軽自動車税の課税措置等を講じ、併せて規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

1 目黒区特別区税条例の一部改正（第1条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第 1 条 による 改正 案	現 行 条 例
<p>(均等割の税率の軽減)</p> <p>第15条 区民税の納税義務者が<u>次の各号のいずれかに該当する場合</u>においては、その者に対して課する均等割額は、前条の規定によって課する額からそれぞれ当該各号に定める額を減じて得た額とする。</p> <p>(1) 均等割を納付する義務がある<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族 1, 5 0 0 円</p> <p>(2) (現行に同じ。)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第16条 (現行に同じ。)</p> <p>2・3 (現行に同じ。)</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特定配当等申告書</u>（区民税の納税通知書が送達される時までに提出された<u>次に掲げる申告書をいう。以下同じ。</u>）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）に定める事項の記載があるとき（特</p>	<p>(均等割の税率の軽減)</p> <p>第15条 区民税の納税義務者が<u>つぎの各号の一に該当する場合</u>においては、その者に対して課する均等割額は、前条の規定によって課する額からそれぞれ当該各号に定める額を減じて得た額とする。</p> <p>(1) 均等割を納付する義務がある<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族 1, 5 0 0 円</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第24条第1項の規定による申告書</u>（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出された<u>もの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。</u>）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則（昭和29年総理府令</p>

定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、次に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第24条第1項の規定による申告書

(2) 第25条第1項の確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 （現行に同じ。）

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（区民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、次に掲げる申告書がいずれも提出された場合にお

第23号。以下「施行規則」という。）に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

5 （省略）

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

けるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第24条第1項の規定による申告書

(2) 第25条第1項の確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第21条の2 所得割の納税義務者が、特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第19条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 (現行に同じ。)

付 則

(区民税の所得割の非課税の範囲等)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第21条の2 所得割の納税義務者が、第16条第4項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第19条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 (省略)

付 則

(区民税の所得割の非課税の範囲等)

第2条の2の3 当分の間、区民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第16条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下である者に対しては、第10条の規定にかかわらず、区民税の所得割（分離課税にかかる所得割を除く。）を課さない。

2・3 （現行に同じ。）

第3条の5の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第20条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 （現行に同じ。）

（肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例）

第2条の2の3 当分の間、区民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第16条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下である者に対しては、第10条の規定にかかわらず、区民税の所得割（分離課税にかかる所得割を除く。）を課さない。

2・3 （省略）

第3条の5の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第20条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 （省略）

（肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例）

第4条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額として令附則第5条第2項で定める額を免除する。

2・3 （現行に同じ。）

（軽自動車税の税率の特例）

第5条 （現行に同じ。）

2 （現行に同じ。）

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項、第6項及び第7項において同じ。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り

第4条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額として令附則第5条第2項で定める額を免除する。

2・3 （省略）

（軽自動車税の税率の特例）

第5条 （省略）

2 （省略）

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲

、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表の部分現行に同じ。)

4 (現行に同じ。)

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が同年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が同年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表の部分省略)

4 (省略)

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が同年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 前各項の規定の適用がある場合における第40条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項（付則第5条第1項から第7項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第6条 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 区長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第41

5 前各項の規定の適用がある場合における第40条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項（付則第5条第1項から第4項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

第6条 削除

条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第44条及び第45条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第8条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（付則第6条第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例）

第7条 （現行に同じ。）

（上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例）

第7条 （省略）

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の区民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、区民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第16条第1項及び第2項並びに第19条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

(1) 第16条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第16条第4項第1号及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるとき。

3 （現行に同じ。）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の区民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第16条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、区民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第16条第1項及び第2項並びに第19条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 （省略）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る

区民税の課税の特例)

第11条 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (現行に同じ。)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当す

区民税の課税の特例)

第11条 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (省略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当す

るときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (現行に同じ。)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の2 (現行に同じ。)

2・3 (現行に同じ。)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(区民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、次に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

るときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合には、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (省略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の2 (省略)

2・3 (省略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第24条第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(1) 第24条第1項の規定による申告書

(2) 第25条第1項の確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書
が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 （現行に同じ。）

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例）

第14条の3 （現行に同じ。）

2・3 （現行に同じ。）

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（区民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この条において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、次に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第24条第1項の規定による申告書

(2) 第25条第1項の確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書

5 （省略）

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例）

第14条の3 （省略）

2・3 （省略）

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (現行に同じ。)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第21条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第14条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第16条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

5 (省略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第21条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第14条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第24条第1項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第16条第6項」と、同条第3項

中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

2 目黒区特別区税条例の一部改正（第2条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第2条による改正案	第1条による改正後の条例
<p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第38条 <u>軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p>3 <u>軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</u></p> <p>(<u>軽自動車税のみならず課税</u>)</p> <p>第38条の2 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有</u></p>	<p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第38条 <u>軽自動車税は、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。</u></p> <p>2 <u>軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。</u></p> <p>3 <u>軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。</u></p>

権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみ

なして、環境性能割を課する。

第38条の3 (省略)

(環境性能割の課税標準)

第38条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第38条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の

規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の

規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第38条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第38条の2 (省略)

第38条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を区長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を区長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第38条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、区長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第38条の9 区長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第47条の2第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）の

うち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

(種別割の課税免除)

第39条 次に掲げる軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(1)～(3) (省略)

(種別割の税率)

第40条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) (省略)

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

(軽自動車税の課税免除)

第39条 つぎの各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(1)～(3) (省略)

(軽自動車税の税率)

第40条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) (省略)

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

(3) (省略)

2 軽自動車等の使用に対して課する種別割の税率は、前項の規定にかかわらず、当該各号に規定する税率の7割に相当する額とする。

(種別割の賦課期日及び納期)

第41条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月11日から同月31日までとする。

(種別割の徴収の方法)

第43条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第44条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3) (省略)

2 軽自動車等の使用に対して課する軽自動車税の税率は、前項の規定にかかわらず、当該各号に規定する税率の7割に相当する額とする。

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第41条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第43条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第44条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車

有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を区長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を区長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を区長に提出しなければならない。

4 第38条の2第1項に規定する軽自動車等の売主は、区長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合

の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を区長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を区長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を区長に提出しなければならない。

4 第38条第2項に規定する軽自動車等の売主は、区長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合

場合には、当該請求があった日から15日以内に次に掲げる事項を記載した報告書を区長に提出しなければならない。

(1)～(5) (省略)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第45条 軽自動車等の所有者等又は第38条の2第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2・3 (省略)

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第46条 (省略)

2 法第445条第1項又は第38条第3項ただし書、第38条の3若しくは第39条第1号の規定によって種別割を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者は、その主たる定置場が、区内に所在することとなったときは、その事実の発生した日から15日以内に、区長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第44

には、当該請求があった日から15日以内につぎの各号に掲げる事項を記載した報告書を区長に提出しなければならない。

(1)～(5) (省略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第45条 軽自動車等の所有者等又は第38条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2・3 (省略)

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第46条 (省略)

2 法第443条第1項、第38条の2若しくは第39条第1号又は第38条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者は、その主たる定置場が、区内に所在することとなったときは、その事実の発生した日から15日以内に、区長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が

5条第1項又は第38条第3項ただし書、第38条の3若しくは第39条第1号の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者についても、また同様とする。

3～5 (省略)

6 区長は、前各項の規定により標識を交付する場合においては、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、併せて、その旨を記載した証明書を交付するものとする。

7 第1項、第2項又は第5項の規定により交付を受けた標識は、第8項又は第9項の規定により返納するまでの間は、区長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見やすい箇所に常に取り付けていなければならない。

8 (省略)

9 第2項又は第5項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が区内に所在しなくなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有しないこととなったとき又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事実が発生した日から15

法第443条第1項、第38条の2若しくは第39条第1号又は第38条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者についても、また同様とする。

3～5 (省略)

6 区長は、前5項の規定により標識を交付する場合においては、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、併せて、その旨を記載した証明書を交付するものとする。

7 第1項・第2項又は第5項の規定により交付を受けた標識は、第8項又は第9項の規定により返納するまでの間は、区長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見やすい箇所に常に取り付けていなければならない。

8 (省略)

9 第2項又は第5項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が区内に所在しなくなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して、軽自動車税が課されることとなったときは、その事実が発生した日から15日

日以内に区長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

10 (省略)

11 第1項、第2項、第3項又は第5項の標識の交付を受けた者は、その標識を毀損し若しくは亡失し又は摩滅したときは、直ちに、その旨を区長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識の毀損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として、200円を納めなければならない。

12 第1項、第2項、第3項又は第5項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。

(種別割の減免)

第47条 区長は、種別割の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要と認める者に対し、種別割を減免する。

(1)～(3) (省略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

内に区長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

10 (省略)

11 第1項・第2項・第3項又は第5項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し若しくは亡失し又は摩滅したときは、直ちに、その旨を区長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として、200円を納めなければならない。

12 第1項・第2項・第3項又は第5項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。

(軽自動車税の減免)

第47条 区長は、軽自動車税の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認める者に対し、軽自動車税を減免することができる。

(1)～(3) (省略)

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第47条の2 区長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体に障害を有し、歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し、歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）

(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの）にあつては、戦傷

第47条の2 区長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し、歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し、歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するものうち、区長が必要と認めるもの（1台に限る。）

(2) その構造がもっぱら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの）にあつては、

病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項において「療育手帳等」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (省略)

3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示(区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項において「療育手帳等」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (省略)

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示(区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(1)～(8) (省略)

付 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第4条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第4条の5 区長は、当分の間、第38条の9の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第4条の6 第38条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「区長」とあるのは、「東京都知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第4条の7 区は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。

(1)～(8) (省略)

付 則

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第4条の8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第38条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第38条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第5条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第40条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の税率の特例)

第5条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第40条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2～8 (省略)

第40条第1項	3,900円	4,600円
第2号ア	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2～8 (省略)

3 目黒区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正(第3条関係)新旧対照表

(_____ は、改正点)

第3条による改正案		現 行 条 例	
付 則		付 則	
第5条 (現行に同じ。)		第5条 (省略)	
2 前項の規定の適用がある場合における新条例第40条第2項及び付則第5条第8項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		2 前項の規定の適用がある場合における新条例第40条第2項及び付則第5条第5項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
(現行に同じ。)		(省 略)	
新条例付則第5	(現行に同じ。)	新条例付則第5	(省 略)
条第8項	前項(付則第5条第1項から第7項までの規定により読み替えて適	条第5項	前項(付則第5条第1項から第4項までの規定により読み替えて適
	(現行に同じ。)		(省 略)

用される場合を含む。)

用される場合を含む。)

4 目黒区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正（第4条関係）新旧対照表

(_____ は、改正点)

第4条による改正案			第3条による改正後の条例		
付 則			付 則		
<p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る目黒区特別区税条例第40条第1項及び付則第5条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第40条第1項及び付則第5条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第40条第1項 第2号ア(イ)	3,900円	3,100円	新条例第40条 第1項第2号ア	3,900円	3,100円
第40条第1項 第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
第40条第1項 第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円
付則第5条第1	第40条第1項	目黒区特別区税条例の一部を改正す	新条例付則第5 条第1項の表以	第40条第1項	目黒区特別区税条例の一部を改正する条例（平成26年7月目黒区条例

項		る条例（平成26年7月目黒区条例第15号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される第40条第1項
付則第5条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される第40条第1項第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
付則第5条第1項の表第2号ア(ウ) a の項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される第40条第1項第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
付則第5条第1項の表第2号ア(ウ) b の項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される第40条第1項第2号ア(ウ) b
	3,800円	3,000円

外の部分		第15号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される第40条第1項
新条例付則第5条第1項の表第40条第1項第2号アの項	第40条第1項第2号ア	平成26年改正条例付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される第40条第1項第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

5,000円

4,000円

2 前項の規定の適用がある場合における目黒区特別区税条例第40条第2項及び付則第5条第8項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第40条第2項	(省 略)
付則第5条第8項	

2 前項の規定の適用がある場合における新条例第40条第2項及び付則第5条第8項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>新条例</u> 第40条第2項	(省 略)
<u>新条例</u> 付則第5条第8項	